

交通事故自動記録装置の活用件数等

	設置数				発生件数		録画件数			活用件数			
	12年度	14年度	15年度	計	15年	16年	14年	15年	16年	14年	15年	16年	
北海道	8	6	8	22	96	156	21	60	86	8	14	21	
東北	青森		3	3	12	6		6	6		0	1	
	岩手	5			5	19	24	11	19	22	6	8	6
	宮城	5		6	11	23	40	29	19	28	9	12	12
	秋田		3		3	14	60		14	60		3	7
	山形		3	2	5	50	48		30	48		6	7
福島	5		1	6	11	11	33	10	11	16	3	5	
警視庁	35	10	34	79	469	806	124	142	313	48	48	120	
関東	茨城	6	3		9	18	28	7	18	25	5	6	6
	栃木	6	3		9	44	26	12	11	7	4	9	2
	群馬	5	6	2	13	30	48	6	14	9	2	12	4
	埼玉	20	12	1	33	95	118	63	85	109	5	79	106
	千葉	20	6		26	118	112	106	77	61	13	68	34
	神奈川	25	9	8	42	154	236	38	54	56	12	54	56
	新潟	5	3		8	55	44	13	41	28	11	22	16
	山梨		3		3	2	3		2	3		1	0
	長野		3		3	30	21		29	20		25	19
	静岡	12	3	1	16	104	109	24	64	62	2	45	48
中部	富山		3		3	17	11		16	10		3	6
	石川		3		3	4	12		4	11		3	1
	福井		3		3	25	24		20	21		3	4
	岐阜	10			10	45	65	45	44	56	12	8	2
	愛知	20	9	30	59	49	98	24	18	50	7	9	41
	三重	10	3		13	43	53	31	32	41	14	26	16
近畿	滋賀		6		6	23	12		11	7		3	2
	京都	20	6	6	32	157	188	67	71	139	26	34	68
	大阪	30	12	30	72	520	610	296	294	344	50	102	77
	兵庫	25	12	25	62	158	122	34	126	45	34	126	35
	奈良	5	3	2	10	32	53	16	28	47	4	28	47
	和歌山		6		6	39	42		9	27		3	6
中国	鳥取		3		3	1	4		0	2		0	1
	島根		3		3	0	5		0	2		0	2
	岡山	10		1	11	82	80	25	56	65	22	8	4
	広島	15	6	6	27	142	208	90	98	130	70	26	130
	山口	8			8	28	14	10	16	8	7	14	3
四国	徳島	5		2	7	32	30	18	18	29	7	17	11
	香川	5	3		8	27	32	5	25	28	3	4	5
	愛媛		3	1	4	17	48		12	43		5	43
	高知		3		3	28	31		10	19		4	9
九州	福岡	20	9	16	45	168	380	72	148	227	14	36	53
	佐賀		3		3	10	11		9	7		5	7
	長崎	5			5	24	182	30	10	59	13	6	2
	熊本		3	3	6	11	22		10	6		2	2
	大分		3		3	42	44		17	21		8	15
	宮崎		3		3	20	15		11	12		3	6
	鹿児島	5			5	25	23	21	23	18	3	18	9
沖縄		3	2	5	23	18		6	14		3	9	
計	350	187	187	724	3,136	4,333	1,271	1,837	2,442	427	922	1,086	

人身交通事故の発生 録画 活用件数

活用件数の内訳 (平成 16年)

	活用 件数	信号関連事故		通常事故		速度鑑定	ひき逃げ
		否認	通常	否認	通常		
北海道	21	2	9		9		1
東北 管区	青森	1	1				
	岩手	6	4		2		
	宮城	12	1		11		
	秋田	7	2	1	4		
	山形	7	1		6		
	福島	5		5			
警視庁	120	25	48	5	36	1	5
関東 管区	茨城	6	6				
	栃木	2	1		1		
	群馬	4	1	1	1		1
	埼玉	106	5	17	84		
	千葉	34	3	10	20	1	
	神奈川	56	5	22	2	24	3
	新潟	16			16		
	山梨	0					
	長野	19	5	7	3	4	
	静岡	48	3	33		12	
中部 管区	富山	6	4	2			
	石川	1		1			
	福井	4	2	1		1	
	岐阜	2	1	1			
	愛知	41	6	22	12		1
	三重	16	12		2	2	
	滋賀	2		2			
近畿 管区	京都	68	4	29	1	34	
	大阪	77	21	32	2	18	1
	兵庫	35	6	16	7	4	1
	奈良	47		7		39	1
	和歌山	6	1	5			
	鳥取	1		1			
中国 管区	島根	2	1	1			
	岡山	4	1			3	
	広島	130	4		1	125	
	山口	3	1	1	1		
	徳島	11	1	5		5	
四国 管区	香川	5		3		2	
	愛媛	43		24		13	3
	高知	9	1	6		1	1
	福岡	53	14	18	2	16	3
九州 管区	佐賀	7				7	
	長崎	2			1		1
	熊本	2				2	
	大分	15	2	7		6	
	宮崎	6		2		4	
	鹿児島	9	1	3	5		
	沖縄	9	2			7	
	計	1,086	137	355	45	514	14

2003年(平成15年)10月5日

● 輪禍で逝った息子へ

自分の一生が短いと知

っていたのでしょうか。

学業に仕事、夫、父親と

いくつもの役割を果たそ

うとがんばっていた22歳

の息子は、突然の輪禍に

散ってしまいました。

夫婦仲を心配した私

に、あなたは「おれらラ

ブラブだよ」と笑ってい

た。その笑顔と、あの

日、病院のベッドに横た

わっていた顔が悲しく重

なります。

大好きなバイクに乗っ

て大好きな仕事に向かっ

た朝、誰にも

何も告げずに

勝手に逝って

しまいました

た。一言も語

れないあなたに代わり、

事故のすべてを明らかに

してくれたのが現場に設

置されていた「交通事故

自動記録装置」でした。

ひととき

全国で初めて、裁判の

証拠として採用され、あ

なたの無念を晴らす手助

けをしてくれたその装置

は、全国で約540カ

所、三重県内ではまだ13

カ所しか設置されていな

いことを新聞で知りまし

た。今後一台でも多く設

置され、物言えぬ被害者

の代弁者になることを望

まずにはいられます。

でも本当は装置に頼ら

なくても良くなることを

願うべきですね。事故が

起きないよう運転者のマ

ナーの向上を願っていま

す。

あれから1年半。ラブ

ラブな妻や娘のことはも

ちろん、私の息子である

ことも忘れないでいて

ね。そしてあの世で久し

ぶりに会えたお父さんに

タッピーと甘えなさい

ね。

三重県

捜査員の負担軽減効果の積算

1 交通事故自動記録装置が設置されていない場合の捜査時間

項 目	基本書式	特例書式
実況見分	132分×3回×3人=1,188分	52分×1回×3人=156分
実況見分調書作成	287分×3回×1人=861分	112分×1回×1人=112分
被疑者取調べ	341分×3回×2人=2,046分	53分×1回×1人=53分
被害者取調べ	198分×2回=396分	38分×1回=38分
参考人取調べ	179分×3人=537分	38分×1人=38分
その他書類作成	210分×3人=630分	57分×1人=57分
送致書類等作成	190分×1人=190分	45分×1人=45分
計	5,848分 (A)	499分 (B)

注) 9記載の捜査項目別所要標準時間に回数、警察官所要人員を乗じたもの

2 交通事故自動記録装置が設置されている場合の捜査時間

項 目	基本書式 (ひき逃げのみ)	特例書式
実況見分	132分×3回×3人=1,188分	52分×1回×3人=156分
実況見分調書作成	287分×1回×1人=287分	100分×1回×1人=101分
被疑者取調べ	341分×1回×1人=341分	48分×1回×1人=48分
被害者取調べ	198分×1回×1人=198分	34分×1回=34分
参考人取調べ	179分×1回×1人=179分	34分×1人=34分
その他書類作成	210分×1人=630分	57分×1人=57分
送致書類等作成	190分×1人=190分	45分×1人=45分
計	2,593分 (C)	475分 (D)

注) 自動記録装置が設置された場合、否認事件がなくなることから、ひき逃げ事件以外は特例書式となる。

また、ひき逃げであっても、録画記録されていることから、回数、警察官所要人員を減じた。

注) 特例書式による取調べ時間等は、録画記録の閲覧等により概ね1割短縮できるものとして試算。

3 検問等の捜査に要する時間

主な捜査項目	要員 (人)	時間 (分)	日数 (日)	平均
同時間帯検問	3~20	60~120	3~7	10人×90分×5日=4,500分
聞き込み捜査	2~10	120~180	2~8	5人×150分×5日=3,750分
立看板設置、チラシ配付	2~3	60~120	1~2	2人×90分×1日=180分
計				8,430分 (E)

注) 否認事件やひき逃げ事件において行う 目撃者捜査の主な項目

4 積算

(1) 交通事故自動記録装置未設置の場合

$$A \times (\text{否認・ひき逃げ事件件数}) + B \times (\text{通常事故件数}) + E \times (\text{否認・ひき逃げ事件件数})$$

(2) 交通事故自動記録装置設置の場合

$$C \times (\text{ひき逃げ事件件数}) + D \times (\text{ひき逃げを除く全事故件数})$$

(3) 短縮効果時間

$$(1) - (2) \quad \text{約}45,600\text{時間}$$

当事者の負担軽減効果の積算

1 交通事故自動記録装置が設置されていない場合の捜査時間

項 目	基本書式	特例書式
実況見分	132分 × 3回=396分	52分 × 1回=52分
実況見分往復時間	120分 × 2回=240分	
被疑者取調べ	341分 × 3回=1,023分	53分 × 1回=53分
被疑者取調べ往復	120分 × 3回=360分	120分 × 1回=120分
被害者取調べ	198分 × 3回=594分	38分 × 1回=38分
被害者取調べ往復	120分 × 3回=360分	120分 × 1回=120分
参考人取調べ	179分 × 3回=537分	38分 × 1回=38分
参考人取調べ往復	120分 × 3回=360分	120分 × 1回=120分
計	3,870分 (F)	541分 (G)

注) 9記載の捜査項目別所要標準時間に取調べ等のための往復時間を加え、回数に乗じたもの

2 交通事故自動記録装置が設置されている場合の捜査時間

項 目	基本書式 (ひき逃げのみ)	特例書式
実況見分	132分 × 1回=132分	52分 × 1回=52分
実況見分往復時間		
被疑者取調べ	341分 × 1回=341分	48分 × 1回=48分
被疑者取調べ往復	120分 × 1回=120分	120分 × 1回=120分
被害者取調べ	198分 × 1回=198分	34分 × 1回=34分
被害者取調べ往復	120分 × 1回=120分	120分 × 1回=120分
参考人取調べ	179分 × 1回=179分	34分 × 1回=34分
参考人取調べ往復	120分 × 1回=120分	120分 × 1回=120分
計	1,210分 (H)	528分 (I)

注) 特例書式による取調べ時間等は、録画記録の閲覧等により概ね 1割短縮できるものとして試算。

3 積算

(1) 交通事故自動記録装置未設置の場合

$F \times (\text{否認・ひき逃げ事件件数}) + G \times (\text{通常事故件数})$

(2) 交通事故自動記録装置設置の場合

$H \times (\text{ひき逃げ事件件数}) + I \times (\text{ひき逃げを除く全事故件数})$

(3) 短縮効果時間

(1) - (2) 約11,300時間

犯罪被害者の要望

【刑事司法手続きに関する情報提供の充実に係る要望】

冊子「警察による犯罪被害者支援」（警察庁）及び冊子「被害者の方々へ」（検察庁）の内容を充実させ、行政処分と刑事処分、民事手続の流れと関係、被害者の権利をわかりやすく説明し、交通事故発生直後に警察から被害者家族に配付することを義務化。

実況見分調書及び加害者の供述調書について、当事者に対し事故直後からの開示を可能にする。

被害者連絡実施要領について、被害者に連絡が徹底されること。

被害者の権利や手続に関する情報を記した書面を事故直後に警察から全ての被害者に配付すること。

【交通事故捜査の充実等に関する要望】

交差点における監視カメラの設置義務化。

交通事故の初動捜査は偏見を排し、適正に行ってほしい。

初動捜査の充実と科学的検証の徹底。

捜査能力を向上させること。事故原因に自信が持てない場合の現場捜査の進め方を県警組織全体で検討すること。より事故捜査能力に長けている警察官による再捜査、物証探し、あるいは科捜研への捜査・鑑定依頼の制度化等を実施すること。

事故後すぐに、飲酒検査をしてほしい。

加害車両は一定期間保持しておくこと。少なくとも刑事裁判終了まで（民事裁判終了までという意見もあります）。

通報者、目撃者等事故に関係した人には実際に面談し、調書を作成すること（電話だけの確認は不可）。

【交通事故の防止に係る要望】

道路交通法を改正し、高齢者の免許制度を見直す。

高齢者講習の年齢引き下げ、適性検査基準を高め、不適格とされた者には免許の更新を行わない等。

【加害者の厳罰化に係る要望】

被害者の痛みに合う加害者の厳しい処罰。

道路交通法を改正し、酒酔い運転、酒気帯び運転の刑罰を厳しくすること。

加害者の厳罰化（特に危険運転致死傷罪の積極的運用と拡充）。

死亡事故を起こした加害者の免許証は、全体に色を付ける。

罪を犯した人は無条件に自動車運転免許証を失効させること。「人命を軽視するもの、法律を守らない者の運転免許証は取り消すことができる。」という内容に道路交通法第103条を改正すること。

【交通事故に関する行政処分の適正な実施等に関する要望】

恣意、裁量の入ることのない行政処分を行っていただきたい。

加害者の行政処分につて事前に通知してほしい。

【その他の要望】

被害者支援窓口の紹介（一本化した総合窓口の設置）や被害者が必要とする支援に関する情報提供の徹底（パンフレット、担当部署担当者の名刺等の配付等）。

交通事故鑑定については、民間団体を育成し、警察の作業を軽減すること。

〔 犯罪被害者基本計画（案）における被害者の要望の中から抜粋 〕